

経営会議の内容

件 名	「大和市都市公園条例」の一部改正について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成23年5月23日（月） 9:25～9:55 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、みどり公園課長
提出理由	施設の供用開始に伴う「大和市都市公園条例」の一部改正について、市民意見の聴取を行うにあたり、その内容に関し了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター施設の利用者をどのように想定しているのか。 （所管部）スポーツ団体や自治会の利用を想定している。また、防災時の拠点としても活用する予定である。 ・センター施設の利用制限はあるのか。 （所管部）公序良俗に反しない範囲で考えている。 ・貸出用倉庫は、どのような利用を想定しているのか。 （所管部）遊具やバーベキュー用品等を置くことを想定している。 ・公園施設内に自転車はどのくらい置くことが可能か。 （所管部）東側駐車場の西側に、約100台の自転車置場を予定している。 ・駐車場などの有料施設の減免措置については、どの様に考えているのか。 （所管部）減免に関しては、他の有料公園施設と同様の取扱いとなる。市が主催する事業や自治会での使用は全額減免である。 ・駐車場の料金検討時に、緑化協力金制度の導入について検討を行ったか。 （所管部）神奈川県が緑化協力金制度を導入していることは承知しているが、この駐車料金は公園の維持費に充当する予定であるため、検討していない。 ・今後整備される大和市の南側駐車場及び綾瀬市の駐車場は、有料施設となるのか。 （所管部）南側駐車場は、約20台駐車可能であり、平成26年度に完成予定である。そのため、今後、有料化について検討を行う。 綾瀬市の駐車場については、主な公園利用者が有料スポーツ施設利用者であると想定されるため、無料駐車場になると聞いている。 約350台の駐車が可能である。
会議結果	案のとおり、進めていく。